

## 第五章 生産情報公表農産物の J A S 規格の Q & A

- 1．生産情報公表農産物の J A S 規格（総論）
- 2．生産情報公表農産物の J A S 規格
  - （1）第 2 条関係・生産情報
  - （2）第 3 条関係・記録、保管及び公表
  - （3）第 4 条関係・表示
  - （4）第 5 条関係・化学合成農薬削減割合等の規格
  - （5）第 6 条関係・化学合成農薬削減割合等の表示
- 3．生産行程管理者
  - （1）生産行程管理者とは
  - （2）生産行程管理者の認定の技術的基準
- 4．小分け業者
  - （1）小分け業者とは
  - （2）小分け業者の認定の技術的基準
- 5．その他

## 第五章 生産情報公表農産物の J A S 規格の Q & A

### 1. 生産情報公表農産物の J A S 規格（総論）

（Q1）生産情報公表 J A S 規格はどのような経緯で導入されることになったのですか。

（A）

- 1 B S E の発生や食品の不正表示事件を背景に、消費者には食品に対する不安や不信が生じており、こうした中で、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることは大きな課題であります。
- 2 消費者の信頼回復を図る方策の一つとして、消費者に食品の生産履歴情報を提供することは重要な取組であることから、J A S 制度においてもこうした仕組みを創設するため、J A S 調査会で検討を行い、15年度から、事業者が自主的に食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する生産情報公表 J A S 規格を導入することになりました。

（Q2）生産情報公表 J A S 規格と特別栽培農産物に係る表示ガイドラインとの違いは何ですか。

（A）

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインは、法令に基づいて遵守義務を課すものではなく、農産物の生産、流通、販売に携わる人たちの自発的な取組として自主的に農薬の使用状況等を確認・管理するための生産や表示のルールを定めたものです。

一方、生産情報公表 J A S 規格は、消費者が生産履歴が明らかな食品を安心して購入できるように、生産の方法の基準や品質の表示の基準を農林水産大臣が定めるものです。この規格に基づき、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうか農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるようにした制度です。

（Q3）生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

（A）

生産情報公表 J A S 制度は、消費者が生産履歴が明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうかを農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるようにした制度です。

本制度により、生産履歴が第三者の認定の下で明らかな食品であるか否かをＪＡＳマークによって消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等も、ＪＡＳマークによって、そのような食品であることを消費者に付加価値としてアピールできるというメリットが期待されます。

(Q4) 海外の農産物も生産情報公表農産物の対象になるのですか。

(A)

ＪＡＳ制度は、内外無差別を原則としていますので、外国から輸入された農産物も国内で生産された農産物と同様生産情報公表農産物のＪＡＳ規格の対象となり得ます。

生産情報公表ＪＡＳ規格では、外国から輸入された農産物についても国内で生産された農産物と同様の生産情報の記録・保管・公表を求めており、農産物識別番号により生産情報が記録・保管・公表されているなど生産情報公表農産物のＪＡＳ規格に適合していれば、ＪＡＳ規格の対象となります。

(Q5) 生産情報公表農産物のＪＡＳ規格の対象となる農林物資は何ですか。

(A)

生産情報公表農産物の生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準の規格に適合する農産物は、このＪＡＳ規格の対象となります。

また、単なる切断や穀類の乾燥・調製は加工に該当しないので「加工食品」ではなく「農産物」に該当し、本ＪＡＳ規格の対象となり得ます。

具体的には、次に掲げる品目が対象となります。

野菜：根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類  
果実的野菜、その他の野菜  
果実：かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、穀果類、熱帯性及び亜熱帯性  
果実、その他の果実  
米 穀：玄米、精米  
麦 類：大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦  
雑 穀：とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、はとむぎ、その他の雑穀  
豆 類：大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(Q6) 外食産業においても生産情報公表農産物である旨を表示することは可能ですか。

(A)

外食店において、その内容が事実即して正確なものであれば、メニュー等に「生産情報公表農産物」である旨を表示することはできます。

なお、その場合、その農産物の生産情報の内容について消費者から問い合わせがあれば、回答できるようにしておく必要があります。

(Q7) 違反に対してどのような措置がなされるのですか。

(A)

JASマークは食品等が国が定めた品質の基準や生産の基準に適合することを認証するものであり、不正な行為がなされないよう、次の措置が定められています。

違反が疑われる場合、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費技術センターが登録認定機関又は認定事業者に対して立入検査等を実施し、事実確認を行います。

認定事業者による格付又はJASマークの表示が適当でない場合は、改善命令又はJASマークの除去・抹消命令を行います。

不正な格付又はJASマークの表示を行った場合(認定事業者のほか、一般の事業者も含む。)1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

## 2. 生産情報公表農産物のJAS規格

### (1) (第2条関係・生産情報)

(Q8) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先としてどのような情報を書けばよいのですか。

(A)

農産物を実際に作っている生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表する必要があります。

なお、複数の生産者がいる場合は、代表として生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表することができます。ただし、個々の生産者の氏名及び住所も必要となります。その場合、生産者の住所は、原則として大字まで公表することとなります。

(Q9) ほ場の所在地は番地まで公表する必要があるのですか。

(A)

生産に関する基本情報を基本的にすべて公表するという生産情報公表JASの性格からすれば、ほ場の所在地は番地まで公表する方が望ましいところですが、個人情報保護の観点から、必ずしも番地まで公表する必要はないと考えています。その場合、ほ場の所在地は、原則として大字まで公表することとなります。また、生産者のほ場が同一地域内に複数ある場合は、所在地の次に「他3ほ場」などほ場数を明らかにするよう記載することとしています。

ただし、外部からの問い合わせがあった場合に備えて、認定生産行程管理者は書類を整備しておく必要があります。

公表情報例

【 県 市大字 字 】

【 県 市大字 他 ほ場】

(Q10) 収穫期間は、どのように決めるのですか。

(A)

生産行程管理者が同一の生産情報を有する農産物に農産物識別番号ごとに収穫期間を決める必要があります。

収穫された日が同一の一日のみである場合は、収穫期間「平成 年 月 日」と公表する必要があり、平成 年 月 A日から B日までの収穫期間であった場合、「平成 年 月 A日～ B日」と公表する必要があります。

( Q 1 1 ) 農薬の用途別分類、種類及び使用回数の情報とは具体的には何ですか。

( A )

農薬にはその用途によって様々な分類の仕方がありますが、生産情報では、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、誘引剤、展着剤、天敵などを用途別分類としています。

種類については、農薬の商品名でなく農薬の有効成分名で確認する必要があります。しかし有効成分を化学名で表示してもわかりにくいため、生産情報で公表する有効成分については「登録上の種類名」を用いることとしています。

使用回数については、農薬の種類ごとに使用した回数を公表することになりますが、一つの薬剤で複数の有効成分を含んでいる混合剤の場合は、単純に実際に散布した回数をカウントするのではなく、有効成分ごとの延べ使用回数をカウントする必要があります。

( Q 1 2 ) 農薬の用途別分類とは具体的にはどのように公表するのですか。

( A )

農薬はその用途によって様々な分類の仕方がありますが、生産情報公表農産物で公表される用途別分類は、以下の表のとおりとなっています。また、生産情報公表農産物の J A S 規格では、有効成分を公表することになっていますので、殺虫剤、殺菌剤などの用途別分類に加え、天敵か微生物のいずれかに該当する場合にはこれも合わせて公表する方が適切です。

なお、農薬によっては、1つの薬剤で殺虫、殺菌、除草、植物成長調整といった用途のうち2ないし3種類の用途を兼ねて使用されるもの(例：土壤くん蒸剤や石灰窒素)もあるので、公表情報では実際の用途に基づき該当するそれぞれの用途別分類を記載する必要があります。

公表情報としての用途別分類

| 農薬（農薬取締法第1条の2第1項及び同条第2項の天敵を含む） |   |                     | 特定農薬（特定防除資材）<br>（農薬取締法第2条第1項）   |                  |
|--------------------------------|---|---------------------|---|------------------|
| 用途別分類                          |   | 種類名(有効成分)<br>(例)    | 用途別分類   | 種類名(有効成分)<br>(例) |
| 殺虫剤                            | 農作物を加害する害虫、<br>ダニや線虫を防除する薬<br>剤         | 馬拉ソン                | 殺菌剤   | 重曹・食酢            |
| 殺虫剤（天敵）                        | 農作物を加害する害虫の<br>天敵                       | オンシツツヤコバ<br>チ       | 殺虫剤（天敵）   | ナナホシテントウ         |
| 殺虫剤（微生物）                       | 農作物を加害する害虫を<br>防除する微生物                  | B T                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天敵は使用場所と同一都道府県内で採取されたもの。</li> <li>・特定農薬（特定防除資材）については用途が定められていないため、用途別分類は実際の使用目的に基づき記載してもかまわない。</li> </ul> |                  |
| 殺菌剤                            | 農作物の病気を防除する<br>薬剤                       | マンゼブ                |   |                  |
| 殺菌剤（微生物）                       | 農作物の病気を防除する<br>微生物                      | パチルス・ズブチ<br>リス      |   |                  |
| 殺虫殺菌剤                          | 農作物の害虫等と病気を<br>同時に防除する薬剤                | 脂肪酸グリセリド            |   |                  |
| 植物成長調整剤                        | 農作物の生育を促進した<br>り、抑制する薬剤                 | ジベレリン               |   |                  |
| 殺菌植調剤                          | 農作物の病気を防除する<br>とともに、生育を促進し<br>たり、抑制する薬剤 | ピロキロン・ウニ<br>コナゾール   |   |                  |
| 殺虫植調剤                          | 農作物の害虫を防除する<br>とともに、生育を促進し<br>たり、抑制する薬剤 | ベンフラカルブ・<br>イナベンフィド |   |                  |
| 除草剤                            | 雑草を防除する薬剤                               | グリホサートアン<br>モニウム    |   |                  |
| 除草剤<br>（微生物）*                  | 雑草を防除する微生物                              | ザントモナス・キ<br>ャンベストリス |   |                  |
| 殺虫除草剤                          | 農作物の害虫を防除する<br>とともに、雑草を防除す<br>る薬剤       | 石灰窒素                |   |                  |
| 殺菌除草剤                          | 農作物の病気を防除する<br>とともに、雑草を防除す<br>る薬剤       | 石灰窒素                |   |                  |
| 殺虫殺菌除草剤                        | 農作物の病虫害を防除す<br>るとともに、雑草を防除<br>する薬剤      | 石灰窒素                |   |                  |
| 殺鼠剤                            | 農作物を加害するノネズ<br>ミなどを防除する薬剤               | クマテトラリル             |   |                  |
| 忌避剤                            | 害虫や鳥をにおいなどで<br>忌避する薬剤                   | チウラム                |   |                  |
| 誘引剤 / 交信攪乱剤                    | 害虫をにおいなどで誘き<br>寄せたり、交尾をかく乱<br>する薬剤      | ダイアモルア              |   |                  |
| 展着剤                            | 他の農薬と混合して用<br>い、その農薬の付着性を<br>高める薬剤      | 展着剤                 |   |                  |

\*：平成18年3月現在食用農作物に適用があるものはない。

(Q13) 農薬・肥料の情報については、外注した育苗も含めるのですか。

(A)

生産情報公表JASは、生産情報が農産物の種の段階から収穫・出荷まで正確に記録されている必要があります。このため、外注されていても外注先の育苗の管理記録が必要となります。

なお、農薬取締法施行規則等において、農薬の総使用回数については、は種のための準備期間を含めた全生産過程における総使用回数とすることが示されており、農薬の使用回数には、種苗段階からの種子消毒なども含めることになっています。

(Q14) 肥料の種類及び施用量の情報とは具体的には何ですか。

(A)

肥料には「植物の栄養に供する物」と「土壌に化学的变化をもたらす物」が該当し、また「特殊肥料」と「普通肥料」の2種類に区分されます。

特殊肥料は、米ぬか、たい肥、家畜の糞尿などのように、農家の経験と五感で品質判断しやすい物や、肥料の価値や施用量が含有主成分量のみ依存しない物が該当し、現在46種類農林水産大臣が指定しています。

普通肥料は、特殊肥料以外の肥料で、一定の規格（公定規格）を満たす肥料が該当し、現在146種類の規格が設定されています。登録されたこれらの肥料は、保証票が貼付されて販売されています。

施用量は、肥料の種類ごと、ほ場ごとに10aあたりに換算して公表することになります。

(Q15) 養液栽培の場合、施用量の情報はどのように扱うのですか。

(A)

養液栽培や灌水施肥栽培（養液土耕栽培）の場合は、10aあたりの肥料の施用量を公表することになります。

肥料の施用量の計算にあたっては、肥料を養液の原液タンクに施用した時点で計算する必要があります。

(Q16) 化学合成農薬及び化学肥料はどのようなものですか。

(A)

「農薬」とは、農薬取締法第1条の2第1項の農薬（同条第2項の規定により農薬と見なされる天敵を含む。）をいいます。すなわち農作物等（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいいます。



また「化学合成農薬」とは「農薬」のうち化学合成されたものを言います。例えば、有機リン系殺虫剤・殺菌剤・除草剤、ピレスロイド系殺虫剤、有機塩素系殺菌剤などです。

なお、農薬取締法上、天敵及び特定防除資材（農薬取締法第2条第1項の特定農薬の通称）は農薬とみなされますが、生産情報公表農産物のJAS規格で削減割合を公表する場合には、天敵及び特定防除資材を使用しても、農薬を使用していないものとして扱います。（特別栽培農産物に係るガイドラインも同じ考え方です。）

「肥料」とは、肥料取締法第2条第1項の肥料を言います。すなわち、植物の栄養に供することを目的として土地に施される物、植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物、植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものをいいます。

また、化学肥料とは「肥料」のうち化学合成されたものをいいます。たとえば、硫酸アンモニア（硫安）、塩化アンモニア（塩安）、尿素などです。

（Q17）化学合成農薬からフェロモン剤を除く理由は何ですか。

（A）

性フェロモンは、化学合成農薬の性フェロモン剤誘引剤に該当しますが、作物には直接散布されず、また、化学農薬の削減にも繋がるものであり、環境保全型農業の推進にも資することから、使用回数には含めないこととしています。

（Q18）生産者が使用又は施用した（4）から（7）までの生産資材以外のものとは、ビニール等も含めるのですか。

（A）

ここでいう資材とは、農作物に直接使用される又は土壌に直接施される資材であり、パイプ、マルチ、ビニール等の間接的に農産物に影響を与える生産資材は含んでいません。

（Q19）農産物識別番号とは何ですか。

（A）

生産段階で識別管理を行う場合の識別番号は、牛では個体識別番号、豚では個体識別番号又は豚群識別番号により管理が行われますが、農産物では農産物識別番号による管理が必要となります。

農産物の場合、同一の生産情報や同一の化学合成農薬削減割合等の情報をロットごとに識別するための番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに決めていきます。

( Q 2 0 ) 長期間収穫する農産物の場合、農産物識別番号はどのように付与するのですか。

( A )

1 農産物識別番号は、生産情報及び化学合成農薬削減割合等が同一の農産物ごとに生産行程管理者が付与することが原則となります。

しかし、農産物の中でも長期間にわたり毎日連続して収穫する農産物もあり、収穫する度に農産物識別番号を付与し公表することは、實際上極めて繁雑で対応が困難であることから、当該農産物の生産情報が生産基準に明記されているものについては、生産基準により農産物識別番号を付与することもできます。この場合、公表情報については、「生産基準に基づく公表」を行った旨、公表する必要があります。

なお、やむを得ない事由が発生し、生産基準からはずれたものについては、新たに別の生産基準を設けて、新たに農産物識別番号を設定する必要があります。

2 「生産基準に基づく公表」の生産基準に相当する「栽培管理計画表」は、(生産者が持ち込む実際の情報を基に公表内容を確定することが基本ではあるものの、)生産行程に変更の可能性が低い場合、先に栽培管理計画表を作成・公表することにより、統一された生産管理方法により生産されたものは全て J A S 規格の対象とすることが効率的であることから推奨するものです。

(この場合、栽培管理計画に合致しない条件で栽培されたきのは本 J A S 規格の対象外とする。なお、新たに基準を設け別の識別番号で公表することは可能です。)

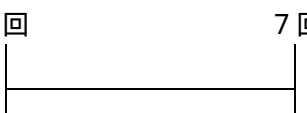
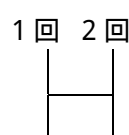
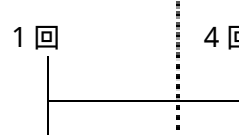
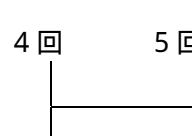

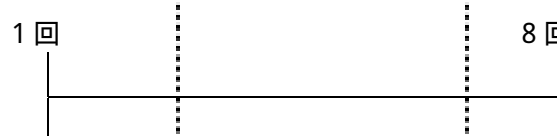
なお、きのこの培地基材等においては追加使用する可能性もあり、これを予め公表情報として記載することも効率化のひとつの方策です。

(Q21) 生産基準で公表する場合、農薬の使用実態と公表方法はどのようになるのですか。

(A)

前作最後の収穫の直後を起点とし、当該農産物の最後の収穫までを生産過程として、生産基準に基づき確実に農薬の使用を決め、公表の根拠とする必要があります。

しかし、収穫前期と収穫後期とで生産情報が違ってくる場合もあることから、次の表に基づき公表することとします。

| <p style="text-align: center;">&lt;生産基準&gt;</p> <p style="text-align: center;">3回                      7回</p>  | <p style="text-align: center;">&lt;使用実態&gt;</p>                  | <p style="text-align: center;">&lt;公表&gt;</p>                               |
|---|--|---|
|    | <p>(最低及び最高ともに最低基準外)</p> <p style="text-align: center;">1回～2回</p> | <p style="text-align: center;">3回～7回</p>                                    |
|    | <p>(最低が基準外)</p> <p style="text-align: center;">1回～4回</p>         | <p style="text-align: center;">3回～7回</p>                                    |
|    | <p>(最低及び最高ともに基準内)</p> <p style="text-align: center;">4回～5回</p>   | <p style="text-align: center;">3回～7回</p>                                    |
|    | <p>(最高が基準外)</p> <p style="text-align: center;">4回～8回</p>         | <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(注)</p> |
|    | <p>(最低及び最高ともに基準外)</p> <p style="text-align: center;">1回～8回</p>   | <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(注)</p> |

(注) 8回使用した農産物については、対象外とするか、または、新たな農産物識別番号と新たな生産情報(又は生産基準)により公表することが必要。

( Q 2 2 ) 生産情報公表農産物の J A S 規格で、 J A S 規格の施行前に管理された農産物についても J A S 規格の対象となるのですか。

( A )

生産情報公表農産物 J A S 規格の施行前に栽培・管理されていた農産物等であっても、 J A S 規格に定められる生産情報が、当時から適切に記録され、保管されている農産物にあっては、 J A S 規格の格付の対象とすることができます。

## (2) (第3条関係・記録、保管及び公表)

( Q 2 3 ) 農産物の場合は、いつからいつまでを生産情報として記録すればよいのですか。

( A )

記録は農作物ごとに前作収穫後から当該農産物の収穫終了まで記録する必要があります。

( Q 2 4 ) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

( A )

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、農産物の農産物識別番号ごとに情報が記録されているとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

( Q 2 5 ) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

( A )

生産情報の記録の保管方法は、特に定められておらず、紙や電子媒体等による保管が可能です。生産情報の記録は農産物の格付から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなるため、当該 J A S 規格に適合しないことが事実となる事由として農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「 J A S 法施行規則」という。）第72条に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。」に該当し、農産物が生産行程管理者の管理下でない場合であっても J A S マークの除去・抹消を行う必要があります。

( Q 2 6 ) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

( A )

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

また、小売業者以外の販売業者において、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売業者において、容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に生産情報の全てが事実即して表示されている場合は、生産情報の公表方法の表示は省略することができます。

( Q 2 7 ) 生産情報公表農産物の収穫期間の公表はどのようになるのですか。

( A )

収穫期間の公表については、生産行程管理者が農産物ごとに農産物識別番号で毎日収穫管理する場合には、「年 月 日」と期日を公表し、農産物を一定の期間で農産物識別番号で管理する場合には、「年 月 日～年 月 日」と期間を公表することになります。

( Q 2 8 ) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。また、その内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

( A )

生産情報公表農産物の J A S 規格で定める生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表農産物の J A S 規格で定める生産情報も含め、公表する情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

なお、栽培方法や品種などについては、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録した方がよいと考えます。

( Q 2 9 ) 農薬の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

( A )

生産情報の記録方法について、様式は定められていませんが、農産物ごとに情報を記録するとともに生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

また、J A S 規格において公表すべきとされているのは、農薬の用途別分類、種類及び使用回数です。

( Q 3 0 ) 生産情報公表 J A S マークが付されていない農産物も、生産情報公表農産物と同じ生産情報を公表することはできるのですか。

( A )

生産情報公表 J A S マークが付されていない農産物についても、各々の事業者が生産情報公表農産物の生産情報と独自の任意情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表 J A S マークが付されていれば、生産情報が事実即して正確に公表されていることを国に登録された第三者機関が認定していることが証明されるので、消費者からの信頼が得られやすいものと考えます。

### (3) (第4条関係・表示)

( Q 3 1 ) 生産情報公表農産物に表示すべき事項は何ですか。

( A )

生産情報公表農産物についても、一般の農産物と同様 J A S 法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表農産物では、生産情報公表 J A S マークが付されるとともに、生産情報公表農産物の J A S 規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

- ・ 生鮮食品品質表示基準第3条第1項及び第2項に定める「名称」、 「原産地」、 「内容量」及び「販売業者の氏名又は名称及び住所」又は玄米及び精米品質表示基準第3条第1項第1号に定める「名称」、 「原料玄米」、 「内容量」、 「精米年月日」及び「販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」

生産情報公表農産物の名称については、その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と表示します。

- ・ 農産物識別番号
- ・ 生産情報の公表の方法

ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を 表示 します。

なお、 小売業者以外の販売業者において、生産情報が容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、 小売業者において、容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して生産情報の全てが表示されている場合には、「生産情報の公表の方法」の表示を省略することができます。

(Q32) 表示事項とされている「生産情報の公表の方法」として記載することができるものは何ですか。

(A)

生産情報の公表の方法については、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を記載します。

(Q33) 生産情報公表農産物の表示事項と一緒に特別栽培農産物ガイドラインに係る表示を行うことができるのですか。

(A)

生産情報公表農産物の表示事項のほかに特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示を行うことは可能です。

ただし、農林水産省の特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示を行う必要があり、ただ単に「特別栽培農産物」と表示する場合は、公表情報で5割以上削減していることがわかることが必要です。

#### (4) (第5条関係・化学合成農薬削減割合等の規格)

(Q34) 化学合成農薬及び化学肥料の削減割合を算出する時に、最少、最多どちらを農産物に現に使用したものとして計算に用いるのですか。

(A)

化学合成農薬及び化学肥料ともに「最多」値を用いることとなります。

(Q35) 地方公共団体の定める平均使用回数及び平均窒素分量は、どこの団体が定めたものを使用するのですか。また、外国の場合はどうなりますか。

(A)

比較の基準として設定する平均使用回数及び平均窒素分量は、県・市町村で定めているものについて、すべて比較の対象として使用することができます。

外国にあっては、日本の地方公共団体に準ずる公共機関が定めたものを使用することになります。

( Q 3 6 ) 地方公共団体の定める平均使用回数及び平均窒素分量は、農林水産省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき地方公共団体が定めた慣行レベルを利用してもよいのですか。

( A )

利用することも可能です。

**(5) (第6条関係・化学合成農薬削減割合等の表示)**

( Q 3 7 ) 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合を表示する場合、二つとも表示する必要があるのですか。

( A )

化学合成農薬削減割合等の規格では、生産情報公表農産物の日本農林規格第2条の生産情報のほかに、追加して化学合成農薬削減割合や化学肥料削減割合を公表することができる規格となっているため、両方表示することもでき、また、一方だけを表示することも可能です。

( Q 3 8 ) 化学合成農薬削減割合等を表示する場合、生産情報公表農産物の J A S 規格に基づかない表示もできるのですか。

( A )

生産情報公表農産物の日本農林規格第6条の表示禁止事項において「表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示してはならないこと」になっていることから、J A S 格付された農産物については、化学合成農薬削減割合等を表示する場合、規格に定められた方法で表示する必要があります。



### 3. 生産行程管理者

#### (1) 生産行程管理者とは

(Q39) どのような者が認定生産行程管理者になれるのですか。

(A)

生産行程管理者になれる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

- (1) 農産物の生産業者
- (2) 農産物の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
- (3) 農産物の販売業者  
と定められています。

なお、農産物の生産業者とは、農産物を生産する業者を指し、育苗はするが、農産物は生産しない種苗育成農家などは単独で認定を受けることはできず、認定を受ける場合は、上記(2)のように生産農家を構成員とする法人や人格のない社団又は財団の一員となって、一体的に認定を受ける必要があります。

この(1)から(3)のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

(Q40) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(A)

認定生産行程管理者は、主に、農産物の生産行程を管理し、又は把握するものとして、農産物の生産から出荷までの生産行程を責任をもって管理・把握する業務、生産情報を事実即して公表する業務及び生産情報が記録・保管・公表され、JAS規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している農産物にJASマークを貼付する業務（格付及び格付表示の貼付の業務）を行うこととなります。

また、の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、の格付及び格付表示の貼付については、JAS法第18条第1項により、生産行程管理者以外の者がJASマークの貼付をすることは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできず、違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されることとなります。

(Q41) 生産行程管理者の中で、農産物の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)とは、具体的にどのようなものですか。

(A)

生産情報公表農産物のJAS規格については、農産物の生産農家が複数関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

(1) 例えば、生産農家が生産行程管理者となり、生産情報公表農産物に係る生産行程を管理する場合(この場合、生産農家自身によるJASマークの貼付が必要)

(2) JAと生産農家がグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合(この場合、JAは生産行程管理者の構成員となっており、JASマークを貼付することが可能)といった方法が考えられます。

このうち、JAS法施行規則第27条第2項に掲げる「農産物の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)」は、上記の(2)の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合(人格のない社団又は財団に該当する場合)には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。

(Q42) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託することはできるのですか。

(A)

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託(外注)することができます。

しかしながら、この場合でも、生産行程管理者は、外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行っておく必要があります。

(Q43) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(A)

JAS法では、一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、現行のJAS法では、登録認定機関が失効した場合は、当該登録認定機関から認定を受けた認定事業者(認定生産行程管理者・認定小分け業者)の認定は自動的に失効するため、新たに別の登録認定機関の認定を受ける必要があります。

( Q 4 4 ) 生産行程管理者が認定を受ける場合、農場にある全ての農産物が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

( A )

生産行程管理者の農場にある全ての農産物が J A S 規格に適合する必要はなく、生産情報公表農産物にしようとする農産物について、J A S 規格の基準に従って管理されていれば問題ありません。

## (2) 生産行程管理者の認定の技術的基準

( Q 4 5 ) 生産行程管理者が行う生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進とは具体的にどのような内容ですか。

( A )

生産行程管理者は、生産情報公表農産物の生産行程の管理又は把握のため、目的及び生産方針に関する事項、組織に関する事項、種苗及び資材の入手に関する事項、肥培管理及び有害動植物の防除に関する事項、収穫・集荷・出荷に関する事項、記録に関する事項、生産基準の見直しに関する事項などの計画を立てる必要があります。

特に、生産基準については、作付け計画、栽培計画、防除及び施肥などについて詳細な基準を作る必要があります。

( Q 4 6 ) 生産情報等と生産情報等以外の情報を公表する場合、なぜこれらを分けて公表する必要があるのですか。

( A )

生産情報公表農産物の公表する際の様式等は定めていませんが、J A S 規格で定める生産情報は公表することが必須である一方、生産情報等以外の情報は生産行程管理者が任意で公表するものであり、消費者に誤認を与えないためにも、公表に当たってこの2つを区分する必要があります。

( Q 4 7 ) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託している場合、生産行程の管理又は把握を委託された農産物生産農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

( A )

生産情報の保管の責任を有するのは、認定生産行程管理者自身です。

したがって、認定生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の委託を受けた者から生産情報

の記録を送ってもらい、これを保管する必要があります。

また、生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は登録認定機関の定期調査及び生産行程管理者の調査において生産情報が正確であるかの証明をするために、各々の生産農家においても記録を保有することが望ましいと考えられます。

(Q48) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(A)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表農産物の対象となる農産物が格付された日から3年以上保管することとなっています。

(Q49) 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。

(A)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

(1) 生産行程を管理又は把握する者として、生産行程管理担当者

(2) 生産情報を公表する者として生産情報公表担当者

(3) JAS規格に適合しているか検査を行いJASマークを貼付する格付担当者

を置くことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

また、同一人物が両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあっては、生産行程管理者と格付担当者を兼務することが可能ですが、それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいと考えられます。

(Q50) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(A)

生産行程管理者は生産情報公表農産物についての生産情報を記録・保管・公表することとなり、生産行程管理者の構成員である生産情報公表担当者が生産情報を公表することとなります。

生産情報の公表にあたって、インターネットによる公表を行う場合など、外部の事業者インターネットへの掲載の技術的作業について委託することは可能ですが、外部の事業者はあくまでインターネットサイトの提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者の生産情報公表担当者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者の生産情報公表担当者は正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報がインターネットへの掲載の技術的作業を委託され

た者の間違い等に起因するものであっても、情報が不正確であることを見逃した認定生産行程管理者が責任を負い、行政処分等を受けることになります。

(Q51) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(A)

生産情報の公表は、「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表農産物の対象となる農産物が格付された日から3年以上公表することとなっています。

ただし、農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべての格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と、当該生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規定で定められた日数との、合計日数が3年未満であるときは、その合計日数以上公表すれば足りることとされています。すなわち合計日数が30日だった場合にあっては、格付された日から30日を経過すれば、その生産情報公表農産物に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

(Q52) 生産情報公表農産物の格付、JASマークの貼付は誰が行うのですか。

(A)

JAS法第18条第1項は、認定生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表農産物についても、認定生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければならず、認定生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

(Q53) 生産情報公表農産物(きのこ類)における生産情報(生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的)の公表の記載方法はどのようになるのですか。

(A)

1 生産情報公表農産物における生産情報(生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的)の公表の記載方法については、生産者が識別番号(ロット)の管理軽減のため、個別資材(原木、おがこ、こめぬか・・・)以外に「樹木由来の資材」、「農産物由来の資材」、「畜産物由来の資材」、「その他資材」などの大括りにして公表することも検討してきましたが、

(1) 生産情報公表JAS規格では、生産情報を事実即して公表することが求められており、すべての使用した資材等を公表することが規格の趣旨から望ましく、消費者ニーズに合致した公表の方法であること。

(2) 生産情報公表農産物におけるきのこ類の資材等に関する生産情報については、培地基材・栄養材や添加材・増収材が主たる資材となることから、資材に係る公表情報のほとんどが「生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的」の項目に該当する。

こうした中で、「樹木由来の資材」、「農産物由来の資材」、「畜産物由来の資材」、「その他の資材」という記載方法では、消費者への情報提供という観点から不十分と考えられること。

(3) なお、生産情報公表農産物のJAS調査会部会での検討過程でも、消費者委員からすべて使用した資材については公表を求められていること。農産物の果実、野菜、米では「生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的」に公表情報を記載する場合、個別資材ごとに木酢液や微量元素名を記載することとしている。また、生産情報公表豚肉において、食品工場から出てくる食品残さについても菓子くず、ビールかすなど具体的名称を公表していることからみて、きのこ類について別扱いすることは難しいことから、「生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的」に公表情報を記載する場合には、個別資材の名称及び目的を公表する必要があると考えます。

2 なお、生産情報（生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的）の書き方については、資材入手状況等によって、使用したり使用しなかったりする資材がある場合に、その度に公表情報を変更することは、實際上極めて繁雑で対応が困難であることに鑑み、次のような記載方法を認めることとします。

(例1)

培地基材・栄養材：おがこ、バーク発酵物、コーンコブミル、ふすま、海草、カキ殻、チップ、コーンコブ、カニ殻

注) 資材入手状況によっては、上記のうち、チップ、コーンコブ、ふすま、カニ殻を使用しない場合もある。

(例2)

培地基材・栄養材：おがこ、バーク発酵物、コーンコブミル、ふすま、海草、カキ殻

注) 資材入手状況によっては、上記のほかチップ、コーンコブ、カニ殻を使用する場合もある。

## 4．小分け業者

### (1) 小分け業者とは

(Q54) どのような者が小分け業者になれるのですか。

(A)

JAS法第15条に定められている、農林物資の小分けを業とする者で、具体的には、市場、スーパー、八百屋等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準」(平成17年7月29日付け農林水産省告示第1259号)に適合していることが確認され、認定を受けなければなりません。

(Q55) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(A)

認定小分け業者は、生産情報公表農産物のJAS規格に適合したJASマークの付してある農産物を小分けする場合(例えば、箱単位で格付された農産物をさらに1個単位の小包装に小分けする場合)に、小分け前の農産物に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の農産物に貼付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある農産物について、小分け後の農産物に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付すことができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

(Q56) 生産情報公表農産物の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉及び豚肉の小分け業務もできるのですか。

(A)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われるものであることから、生産情報公表農産物について認定を受けた小分け業者が、生産情報公表牛肉及び豚肉についての小分け業務(JASマークの貼り替え)を行うことはできません。

この場合には、別途定めている「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的認定基準」及び「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的認定基準」に適合することが必要となり、改めて生産情報公表牛肉及び豚肉についての小分け業者の認定を受けなければなりません。

( Q 5 7 ) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

( A )

J A S 法第 1 5 条第 1 項に基づき、小分け業者の認定は、小分け業務 ( J A S マークの貼り替え ) を行う事業所 ( 具体的には、店舗 ) を特定して受けなければなりません。

( Q 5 8 ) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

( A )

格付の表示が付された農産物をスーパーマーケットのバックヤードで小分けし、それらの包装、容器に新たに生産情報公表 J A S マークを付す場合は、認定小分け業者にならなければなりません。

( Q 5 9 ) 生産情報公表農産物が格付けされた農産物を市場等に卸すだけの流通業者は小分け業者の認定が必要なのですか。

( A )

単に J A S 規格に適合した農産物を仕入れて、それを小分けせず販売する場合は、J A S マークを貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

( Q 6 0 ) 卸段階で袋詰めされた生産情報公表農産物を仕入れて、店頭販売する場合、小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

( A )

J A S マークの付いた農産物を仕入れて、そのまま店頭販売する場合は、小分けをして新たに J A S マークを付すわけではないので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

( Q 6 1 ) 認定生産行程管理者である J A 等が自ら個包装に袋詰めした農産物に J A S マークを貼付して販売する場合、認定小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

( A )

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴ってマークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように J A 等が認定生産行程管理者となって、最終製品である個包装について J A S 規格に適合しているかどうか検査を行い合格し、J A S マークを貼付すれば、J A S マークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。



( Q 6 2 ) 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表農産物を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

( A )

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表農産物を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

## (2) 小分け業者の認定の技術的基準

( Q 6 3 ) 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

( A )

小分け業者は、

( 1 ) 小分け業務を行う者として、小分け担当者

( 2 ) 小分け担当者が複数いる場合は、小分け担当者の中から小分け責任者

( 3 ) 小分け前に J A S マークが付してある農産物を小分けして、小分け後の農産物に J A S マークを貼付する格付表示担当者

を置くことが必要です。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付表示担当者については、「生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

( Q 6 4 ) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

( A )

生産情報公表農産物の小分け業者は、生産情報を公表する必要はありません。

なお、生産情報公表牛肉や豚肉の場合、小分けの過程において生産情報公表牛肉や豚肉がいずれの肉から得られたものであるかを識別することが困難になる場合があるため、当該牛肉や豚肉に荷口番号を付与することがあります。この場合、小分け業者が生産情報を公表する必要があります。

## 5 . その他

( Q 6 5 ) J A S マークの除去を行うのは、どのような場合ですか。

( A )

生産情報公表農産物の J A S 規格では、 J A S 規格に適合した農産物に J A S マークを付した後、 J A S 規格施行規則第 7 2 条に定める次の事項に該当する場合は、 J A S マークを除去しなければなりません。

- ( 1 ) 生産情報の公表が取りやめられること
- ( 2 ) 公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- ( 3 ) 公表されている生産情報が事実と反していること
- ( 4 ) 生産情報公表農産物以外の農林物資と混合すること